

大分県報

令和七年
五月三十日
号外（四二）

（金曜日）

目次

訓令 甲

臨時的任用職員に関する規程の一部改正……………一
会計年度任用職員に関する規程の一部改正……………一

○訓令 甲

大分県訓令甲第十五号

本庁 地方機関
臨時的任用職員に関する規程（昭和三十七年大分県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。
令和七年五月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第一号様式中「~~機~~」を「~~器~~」に改める。
附 則

この訓令は、令和七年六月一日から施行する。

大分県訓令甲第十六号

本庁 地方機関
会計年度任用職員に関する規程（令和二年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。
令和七年五月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第一号様式中「~~機~~」を「~~器~~」に改める。
附 則

この訓令は、令和七年六月一日から施行する。